

大口町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 (案)

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 国の動向～計画策定の背景	1
2 本町の動向～計画策定の趣旨	5
3 計画の性格	6
4 計画に定める事項.....	7
5 国の基本指針	8
6 障害者総合支援法のサービス体系.....	10
7 障がい児に対するサービス体系	11

第2章 第6期計画の数値目標の実績

1 第6期障害福祉計画.....	12
2 第2期障害児福祉計画.....	15

第3章 第7期障害福祉計画

I 目標指標.....	17
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	17
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	18
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	19
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	20
5 相談支援体制の充実・強化	22
II 障害福祉サービスの量の見込みと確保策	24
1 訪問系サービス.....	24
2 日中活動系サービス.....	27
3 居住系サービス.....	31
4 相談支援	34

Ⅲ 地域生活支援事業の量の見込みと確保策	36
1 本町における地域生活支援事業の概要	36
2 必須事業	37
3 任意事業	46

第4章 第3期障害児福祉計画

Ⅰ 目標指標	49
Ⅱ 障がい児に対するサービスの量の見込みと確保策	51
1 障害児通所支援	51
2 障害児相談支援	54
3 子ども・子育て支援	55
4 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	56
5 発達障がい者等に対する支援	57

第5章 計画の推進について

1 計画の推進体制	58
2 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	60
3 計画の進行管理	60

第1章 計画の策定にあたって

1 国の動向～計画策定の背景

(1) 障害者自立支援法の制定

- 2003（平成15）年度から、それまでの措置制度にかわり利用者自らがサービスを選択し事業者と直接に契約する新しい利用制度（支援費制度）が導入されました。全国的には、新たなサービス利用者の増加や利用量の増加に見られるように、支援費制度は障がい者が地域生活を進める上での支援を大きく前進させたと評価されます。しかし、一方では、財源の不足、支援費制度の対象となっていない精神障がい者に対するサービスの遅れ、市町村間でのサービス格差、福祉施設や事業体系の見直しの必要性、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題への対応など、さまざまな課題が指摘されていました。こうした課題を解決し、障がい者が必要なサービスを安定的な制度の下で利用できるよう、2006（平成18）年に障がい保健福祉施策の各種の抜本的な改革を行う「障害者自立支援法」が制定されました。
- この法律において、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に進めるため、市町村及び都道府県に障害福祉計画の策定が義務づけられました。

(2) 障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正

- 障害者自立支援法は、憲法や障害者権利条約に違反するとして訴訟が起こされ、2010（平成22）年に法の廃止や新法の制定などを前提として和解が成立しました。
- 2012（平成24）年6月、障害者自立支援法の改正法が公布され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）と法律名も改められました。

(3) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 [2016（平成28）年]

- 2013（平成25）年4月に施行された障害者総合支援法の附則では、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていました。

- 2015（平成27）年12月、国の社会保障審議会障害者部会において、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がまとめられ、これを踏まえて2016（平成28）年6月には障害者総合支援法、児童福祉法の改正法が公布されました。これにより市町村及び都道府県に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。改正の主な内容は下記のとおりです。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）の概要】

▼自立生活援助の創設

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設。

▼就労定着支援の創設

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設。

▼重度訪問介護の訪問先の拡大

重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とされた。

▼高齢障がい者の介護保険サービスの利用者負担軽減

65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みが設けられた。

▼居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設。

▼保育所等訪問支援の対象拡大

保育所等の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児に対象を拡大。

▼医療的ケアを要する障がい児に対する支援

医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることとされた。

▼障害児福祉計画の策定義務化

障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定することとされた。

▼補装具費の支給範囲の拡大

補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障がい児の場合等に貸与の活用も可能とされた。

▼障害福祉サービス等の情報公表制度の創設と自治体の事務の効率化

都道府県がサービス提供事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定が整備された。

(4) 障害者総合支援法施行の2022（令和4）年の改正

- 障害者総合支援法は、社会情勢の変化による障がいのある人や障がいのある児童、支援者のニーズの変化に適応できるよう、定期的に制度の見直しが行われます。
- 2022（令和4）年12月には、地域生活の支援体制の充実、福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上、データベースの整備などを主な内容として障害者総合支援法等の改正法が公布されました。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年12月10日成立・同月16日公布）の概要】

▼共同生活援助（グループホーム）の支援内容を法律上明確化

グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを法律上明確化。

▼基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務化

基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とした。

▼精神保健の相談支援を受けられる対象者の拡大と包括的支援の確保

精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほか精神保健に課題を抱える人も対象にできるようにするとともに、これらの人の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を主な目的とすることを明確化。

▼就労アセスメント手法を活用した「就労選択支援」の創設

就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた人に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施することとした。

▼短時間労働者に対する実雇用率算定

雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにした。

▼障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化

障がい者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化した。

▼医療保護入院の見直し

家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行うようにした。

▼「入院者訪問支援事業」の創設

市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加。

▼精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととした。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備。

▼症状が重症化した場合に円滑に医療費支給を受けられる仕組みの整備

難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しすることとした。

▼登録者証の発行等による難病患者等の療養生活支援の強化

各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化。

▼データベース（DB）について第三者提供の仕組み等の規定を整備

障害福祉サービスDB、指定難病患者DB及び小児慢性特定疾病児童等DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備。

▼事業者指定に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設

市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設。

▼居住地特例対象施設に介護保険施設を追加

地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加。

(5) 基本指針の見直し

2023（令和5）年5月、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しが行われ、強度行動障害の人への支援体制の充実、一般就労への移行に関する成果目標の設定、地域づくりに向けた協議会の活性化、計画期間の柔軟化などが盛り込まれました。また、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8（2026）年度末の数値目標が設定されました。

2 本町の動向～計画策定の趣旨

- 本町においては、2006（平成18）年度に障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、必要な障害福祉サービスを確保するため、数値目標、サービスの見込量及びその確保方策を定める第1期大口町障害福祉計画を、2008（平成20）年度には第2期計画、2011（平成23）年度には第3期計画、2014（平成26）年度には第4期計画（平成27年度～平成29年度）を策定しました。
- 2017（平成29）年度には、児童福祉法において障害児通所支援等の提供体制を整備し、サービスの円滑な実施を確保するため「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、大口町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（以下「第5期計画」といいます。）として一体的に策定しました。
- 2020（令和2）年度に第5期計画の最終年度を迎えたことから、基本指針の見直し、第5期計画の実績等を踏まえて、大口町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（以下「第6期計画」といいます。）を策定しました。
- 2023（令和5）年度に第6期計画の最終年度を迎えたことから、新たな基本指針に基づき、第6期計画の実績等を踏まえて、大口町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（以下「第7期計画」といいます。）を策定しました。

3 計画の性格

(1) 計画の位置付け

- 本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に定める市町村障害児福祉計画であり、厚生労働省の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」といいます)に即して策定します。
- 本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定により策定した「大口町障がい者ほほえみ計画」のうち障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業に係る部分の実施計画にあたります。

(2) 計画の範囲

- 本計画の対象は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含みます。以下同じ。）及び難病患者等です。

(3) 計画の期間

- この計画の期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の3年間です。

【計画の期間】

	2018 (平30) 年度	2019 (令元) 年度	2020 (令2) 年度	2021 (令3) 年度	2022 (令4) 年度	2023 (令5) 年度	2024 (令6) 年度	2025 (令7) 年度	2026 (令8) 年度	2027 (令9) 年度	2028 (令10) 年度	2029 (令11) 年度
障害福祉計画	第5期計画▶			第6期計画▶			第7期計画▶			第8期計画▶		
障害児福祉計画	第1期計画▶			第2期計画▶			第3期計画▶			第4期計画▶		
	第4期大口町障がい者ほほえみ計画			第5期大口町障がい者ほほえみ計画								

(4) 数値目標

- 本計画においては、2026（令和8）年度を目標年度とし、本町の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が障がい者のニーズに応じて、目標年度において達成すべきサービス提供量や計画達成の指標などを数値目標として設定します。

(5) ニーズの把握

本計画の策定にあたって、障がい者やその家族で組織する当事者団体、障害福祉サービス等提供事業所の意見等を聴取し、計画に反映させるためにヒアリング調査を実施しました。

＜ヒアリング調査の概要＞

年月日	対象団体	種別
令和5年8月30日	大口町身体障害者福祉協会	当事者団体
令和5年8月31日	尾北地域精神障害者家族会しらゆり会大口支部	当事者団体
令和5年8月31日	大口町心身障害児（者）親の会	当事者団体
令和5年12月6日	障害福祉サービス等提供事業所	町内のサービス提供事業所等

4 計画に定める事項

	障害福祉計画	障害児福祉計画
必須事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 ■ 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み ■ 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標 ■ 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み
任意事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの見込量の確保のための方策 ■ 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各年度における指定通所支援等の種類ごとの見込量の確保のための方策 ■ 指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

5 国の基本指針

障害福祉計画及び障害児福祉計画は国の基本指針に則して作成する必要があります。本計画の策定に向けた基本指針の見直しが行われ、2023（令和5）年5月に告示されました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ①2022（令和4）年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
- ②2026（令和8）年度末の施設入所者数を、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすることを基本とする。〔都道府県が設定〕
- ②2026（令和8）年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。〔都道府県が設定〕
- ③入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。〔都道府県が設定〕

(3) 地域生活支援の充実

- ①各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。
- ②強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- ①2026（令和8）年度中に、2021（令和3）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする（就労移行支援事業：1.31倍以上、就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上）。
- ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。【新規】

- ③就労定着支援事業の利用者数については、2021（令和3）年度末の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ④就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- ①2026（令和8）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②2026（令和8）年度末までに、全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築することを基本とする。
- ③2026（令和8）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④2026（令和8）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(6) 相談支援体制の充実・強化

- ①2026（令和8）年度末までに、各市町村において、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）することを基本とする。
- ②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組とともに必要な協議会の体制を確保することを基本とする。【新規】

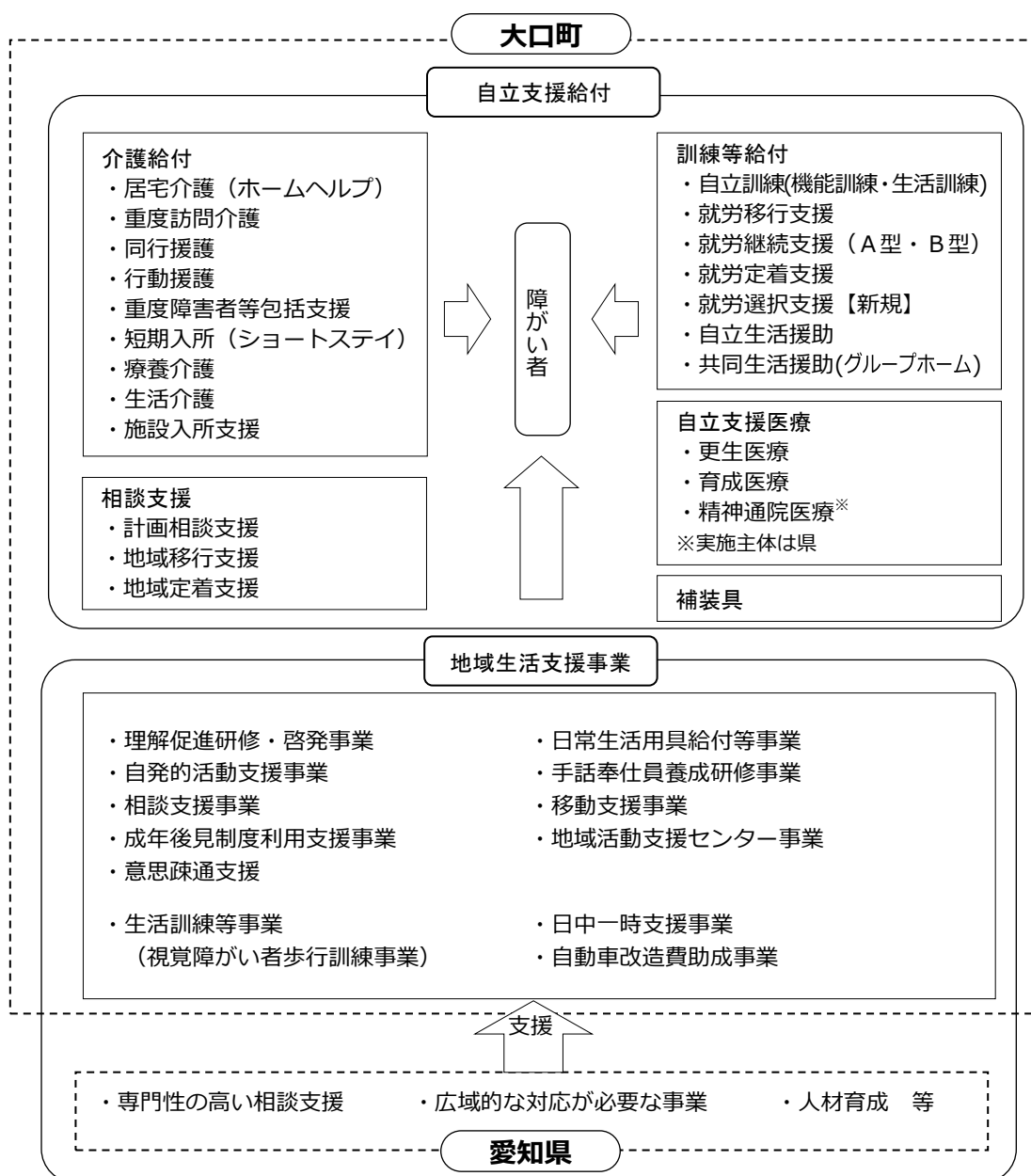
(7) 障害福祉サービス等の質の向上

- 2026（令和8）年度末までに、市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

6 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「就労選択支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」をいいます。「障害福祉サービス」とは、上記サービスの総称です。

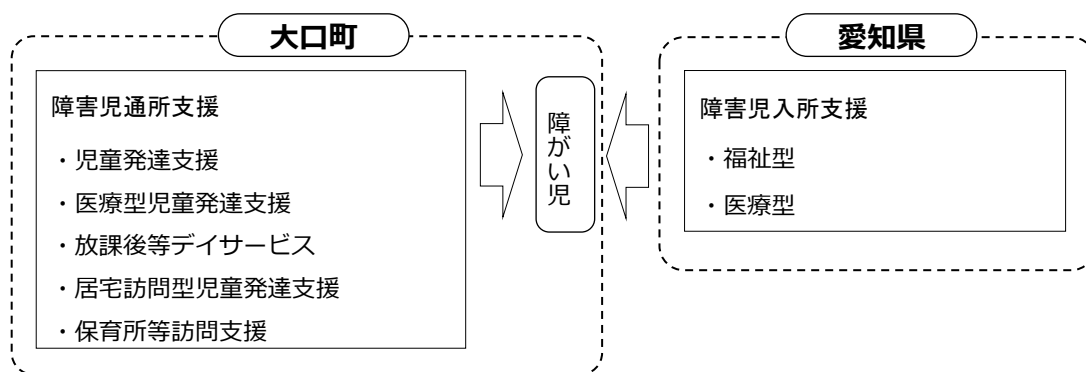
＜障害者総合支援法のサービス体系＞



7 障がい児に対するサービス体系

2011（平成23）年5月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により児童福祉法等が改正され、2012（平成24）年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障がい種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されました。また、18歳以上の障害児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。また、2016（平成28）年の児童福祉法の改正により重度の障がい児を対象とした「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。

<児童福祉法に基づく障がい児サービス体系>



第2章 第6期計画の数値目標の実績

1 第6期障害福祉計画

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 2023（令和5）年度末までに、1人（6.7%）の地域移行を目標としましたが、2022（令和4）年度末現在、障害者入所施設から地域生活に移行した人はいませんでした。
- 2022（令和4）年度末時点の施設入所者数は、2019（令和元）年度末施設入所者数15人から1人増加しました。

図表Ⅱ-1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分		数 値	考 え 方
2019（令和元）年度末の施設入所者数		15人	2019（令和元）年度末の全施設入所者数
2022（令和4）年度末の施設入所者数		14人	
地域生活移行者数	計画（目標）	1人	2019（令和元）年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
	実 績	0人	2022（令和4）年度実績
施設入所者数	計画（目標）	14人	2023（令和5）年度末の全施設入所者数
	実 績	16人	2022（令和4）年度実績

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する保健・医療・福祉関係者による協議の場については、精神科医療関係者の参加を得て、2023（令和5）年度末までに圏域内の市町と連携して設置することを目標としていましたが、2023(令和5)年度に、大口町障がい福祉調整会議を協議の場として位置づけ、町単独で設置しました。

図表Ⅱ-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標数値

区 分		数 値 等	考 え 方
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場	計画（目標）	有	2023（令和5）年度末までに圏域内の市町と連携して設置
	実 績	有	
開催回数	計画（目標）	1回	令和4（2022）年度実績
	実 績	0回	
関係者の参加数	計画（目標）	3人	
	実 績	-	
目標設定および評価	計画（目標）	1回	
	実 績	-	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

- 地域生活支援拠点等については、障がいのある人が安心して地域で生活できる支援の充実を図るため、2020（令和2）年度に、町内の機関において整備を行いました。
- 毎年度1回、運用状況の検証及び検討を行っています。

図表Ⅱ-3 地域生活支援拠点等に関する目標数値

区 分		数 値	考 え 方
地域生活支援拠点	計 画（目 標）	1 か所	町単独で整備済み
	実 績	1 か所	
機能の充実	計 画（目 標）	毎年度1回	運用状況の検証及び検討
	実 績	毎年度1回	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設から一般就労へ移行する人については、4人（4.00倍）の目標に対し、2022（令和4）年の実績で8人（8.00倍）が一般就労へ移行しました。

図表Ⅱ-4 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項 目		数 値	考 え 方
2019（令和元）年度の年間一般就労移行者数		1人	2019（令和元）年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	計 画（目 標）	4人 (4.00倍)	2023（令和5）年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
	実 績	8人 (8.00倍)	令和4（2022）年度実績

- 2023（令和5）年度末までに就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する人数を2人(2.00倍)とする目標に対し、2022（令和4）年度末現在、8人が一般就労へ移行しました。

図表Ⅱ-5 就労移行支援事業からの一般就労移行目標者数

項 目		数 値	考 え 方
2019（令和元）年度に就労移行支援事業からの一般就労移行者数		1人	2019（令和元）年度において就労移行支援事業から一般就労した人数
目標年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	計 画（目 標）	2人 (2.00倍)	2023（令和5）年度末において就労移行支援事業から一般就労した人数
	実 績	8人 (8.00倍)	2022（令和4）年度実績

- 2023（令和5）年度末までに就労継続支援事業を通じて一般就労へ移行する人数を就労継続支援A型及び就労継続支援B型各1人とする目標に対し、2022（令和4）年度末現在、A型、B型ともに一般就労への移行はありませんでした。

図表Ⅱ-6 就労継続支援事業からの一般就労移行目標者数

項 目		数値	考え方
A 型	2019（令和元）年度末の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	0人	2019（令和元）年度末において就労継続支援A型から一般就労した人数
	目標年度の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	計画（目標）	1人（一倍）
		実績	0人
B 型	2019（令和元）年度末の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	0人	2019（令和元）年度末において就労継続支援B型から一般就労した人数
	目標年度の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	計画（目標）	1人（一倍）
		実績	0人

② 就労定着支援事業の利用率と就労定着率

- 2023（令和5）年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業の利用者を7割以上とすることを目標としていましたが、2022（令和4）年度についてみると、8人が移行し、うち就労定着支援事業の利用者は4人（5割）となっています。
- 就労定着支援事業所については、就労定着率が8割以上の事業所の割合を7割以上とすることを目標としていましたが、2022（令和4）年度末現在、町内には就労定着支援事業所にはありません。

(5) 相談支援体制の充実・強化

- 2023（令和5）年度から、大口町地域包括支援センターを障がい者基幹相談支援センターとして位置づけ、障がい児・者に対する相談支援の強化を図りました。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、県が実施する研修等に担当職員を参加させるなど制度に対する理解を深めるとともに、大口町障がい福祉調整会議において、障害福祉サービス等の提供状況を検証し、障害福祉サービスの質の向上を図ることを目標としています。
- 担当職員が適宜必要な研修に参加しており、制度の理解を深めることができています。
- 大口町障がい福祉調整会議において、障害福祉サービス等の提供状況を検証しており、障害福祉サービス等の質を向上させるための方策等を検討しています。
- 大口町地域包括支援センター障がい者基幹相談支援センターが実施する、町内の障害福祉サービス等事業所が参加する事業所連絡会において意見交換、勉強会を行い、障害福祉サービス等の質の向上を図っています。

2 第2期障害児福祉計画

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

- 児童発達支援センターについては、2023（令和5）年度までに1か所整備することを目標としていましたが、未整備です。

図表Ⅱ-7 児童発達支援センターの整備目標

項 目		数値	考え方
児童発達支援センター	計画（目標）	1か所	2023（令和5）年度末までに圏域内の市町と連携または町単独で整備
	実績	未整備	

② 保育所等訪問支援の整備

- 保育所等訪問支援については、2023（令和5）年度までに利用できる体制整備をめざしていますが、未整備です。

③ 重症心身障害児を支援する事業所の充実

- 重症心身障がい児が身近な地域で安心して支援を受けられるよう、重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の参入を促してきましたが、未参入です。

図表Ⅱ-8 重症心身障がい児を支援する事業所の整備目標

区 分		数値	考え方
児童発達支援事業所	計画（目標）	1か所	ニーズを把握しながら参入を促進
	実績	0か所	
放課後等デイサービス	計画（目標）	1か所	
	実績	0か所	

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の充実

- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として、大口町障がい福祉調整会議を活用しています。
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターを2023（令和5）年度11月現在、6人を配置しています。

第3章 第7期障害福祉計画

I 目標指標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本指針に示す目標>

- ①2022（令和4）年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
- ②2026（令和8）年度末の施設入所者数を、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

<本町の目標>

- ▶本町において、2026（令和8）年度末までに、2022（令和4）年度末の施設入所者数16人のうち、1人（6.3%）が地域での生活に移行するものとします。
- ▶2026（令和8）年度末時点の施設入所者数は、2022（令和4）年度末施設入所者数16人から1人（6.3%）減少した15人とします。

図表Ⅲ-1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分	目標数値	考え方
2022（令和4）年度末の施設入所者数	16人	2022（令和4）年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	1人	2022（令和4）年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
施設入所者数	15人	2026（令和8）年度末の全施設入所者数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の基本指針に示す目標>

- ①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。[都道府県が設定]
- ②2026(令和8)年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。[都道府県が設定]
- ③入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上および入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。[都道府県が設定]

<本町の目標>

- ▶精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する保健・医療・福祉関係者による協議の場については、2023(令和5)年度に、大口町障がい福祉調整会議を協議の場として位置づけました。今後は、地域における具体的な取組等について協議を進めていきます。

図表Ⅲ-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場の設置目標

区 分	目標数値	考え方
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場	1か所	大口町障がい福祉調整会議を協議の場として位置づける
開催回数	1回	年間開催回数
関係者の参加数	15人	関係者ごとの参加者数は関係市町と調整
目標設定および評価	1回	年間実施回数

- ▶2026(令和8)年度末時点の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を、県との調整のもと設定しました。なお、各サービス等の見込みを算出する際、この基盤整備量を参考にしました。

図表Ⅲ-3 地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)

区 分	目標数値
地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)	1人
65歳以上利用者数	1人
65歳未満利用者数	0人

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

<国の基本指針に示す目標>

- ①各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。
- ②強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

<本町の目標>

- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等については、町内の機関において整備を行いました。今後も引き続き、機能を充実させるため、年1回以上運用状況を検証及び検討していきます。
- 強度行動障がい者を有する人の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づき、地域の関係機が連携して支援体制の整備を推進します。

図表Ⅲ-4 地域生活支援拠点等に関する目標数値

区 分	目標数値	考え方
地域生活支援拠点	1か所	市単独での面的整備
機能の充実	毎年度1回	運用状況の検証及び検討
強度行動障がい者を有する人の状況や支援ニーズの把握	実施	
強度行動障がい者を有する人の支援体制の整備	整備	

4 福祉施設から一般就労への移行等

<国の基本指針に示す目標>

- ①令 2026（和 8）年度中に、2021（令和 3）年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする（就労移行支援事業：1.31 倍以上、就労継続支援 A 型事業：概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業：概ね 1.28 倍以上）。
- ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。
- ③就労定着支援事業の利用者数は、2026（令和 8）年度の利用者数を 2021（令和 3）年度実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
- ④就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 70%以上の事業所を全体の 25%以上とすることを基本とする。

<本町の目標>

(1) 福祉施設から一般就労への移行

- ▶福祉施設から一般就労へ移行する人については、16人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。
- ▶重度障害者等就労支援特別事業の実施について検討します。

図表Ⅲ-5 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項 目	目標数値	考え方
2021（令和 3）年度の年間一般就労移行者数	11人	2021（令和 3）年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	16人 (1.45倍)	2026（令和 8）年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

▶就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する人について、2026（令和8）年度末までに11人を目標とします。

図表Ⅲ-6 就労移行支援事業からの一般就労移行目標者数

項 目	目標数値	考え方
2021（令和3）年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	8人	2021（令和3）年度において就労移行支援事業から一般就労した人数
目標年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	11人 (1.38倍)	2026（令和8）年度末において就労移行支援事業から一般就労した人数

▶就労継続支援事業を通じて一般就労へ移行する人について、2026（令和8）年度末までに、就労継続支援A型は4人、就労継続支援B型は1人を目標とします。

図表Ⅲ-7 就労継続支援事業からの一般就労移行目標者数

項 目		目標数値	考え方
A型	2021（令和3）年度末の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	3人	2021（令和3）年度末において就労継続支援A型から一般就労した人数
	目標年度の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	4人 (1.33倍)	2026（令和8）年度末において就労継続支援A型事業から一般就労した人数
B型	2021（令和3）年度末の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	0人	2021（令和3）年度末において就労継続支援B型から一般就労した人数
	目標年度の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	1人 (一倍)	2026（令和8）年度末において就労継続支援B型事業から一般就労した人数

▶就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上となるよう、近隣市町の事業所との連携を強化するとともに、利用促進を図ります。

図表Ⅲ-8 就労移行支援事業所の向上

項 目	目標数値	考え方
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	5割	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所

(2) 就労定着支援事業の利用者数の増加と就労定着率の向上

- ▶2026（令和8）年度において就労移行支援事業等で一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用する人を9人以上とすることを目標とします。

図表Ⅲ-9 就労定着支援事業の利用者数

項 目	目標数値	考え方
2021（令和3）年度の就労定着支援事業の利用者数	6人	2021（令和3）年度末において就労移行支援事業から一般就労した人のうち、就労定着支援事業の利用者数
目標年度の就労定着支援事業の利用者数	9人 (1.50倍)	2021（令和8）年度末において就労移行支援事業から一般就労した人のうち、就労定着支援事業の利用者数

- ▶就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることを目標とします。

図表Ⅲ-10 就労定着支援事業の就労定着率

項 目	目標数値	考え方
就労定着率が7割以上の事業所の割合	2.5割	就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする

5 相談支援体制の充実・強化

<国の基本指針に示す目標>

- ①2026（令和8）年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
- ②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組とともに必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

<本町の目標>

- ▶ 2023（令和5）年度から、大口町地域包括支援センターを障がい者基幹相談支援センターとして位置づけ、障がい児・者に対する相談支援事業の強化を図っていますが、今後さらに、地域の相談支援事業所に対する総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域共生社会の実現に向け、重層的な支援体制の拠点として、包括的な相談・支援体制の充実を図ります。

図表Ⅲ-11 基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化のための取組

区 分	目標数値		
	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	4件	4件	4件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回	4回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	4回	4回	4回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	2人

図表Ⅲ-12 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

区 分		目標数値		
		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数(頻度)	1回	1回	1回
	参加事業者・機関数	1か所	1か所	1か所

Ⅱ 障害福祉サービスの量の見込みと確保策

1 訪問系サービス

障害福祉サービスの居宅系サービスには、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援の訪問系サービスがあります。

①**居宅介護**：居宅において、入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

②**重度訪問介護**：重度の肢体不自由のため常時介護を必要とする人を対象に、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に行うサービスです。

③**同行援護**：視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人を対象に、外出に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排泄及び食事等の介護等を行うサービスです。

④**行動援護**：自己判断力が制限されている人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人を対象に、行動する際に生じる危険を回避するための援護や外出時の移動支援を行うサービスです。

⑤**重度障害者等包括支援**：常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い人を対象に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行うサービスです。

(1) 第6期の計画と実績

訪問系サービスは5つのサービスのうち、利用実績があるのは居宅介護及び行動援護の2つです。2022（令和4）年度の利用状況をみると、居宅介護は555時間／月で対計画比63.8%、行動援護は17時間／月で対計画比28.3%と計画値を下回っています。同行援護は10時間／月と計画していましたが、利用がありませんでした。

図表Ⅲ-8 訪問系サービスの計画と実績

区 分		単 位	第 6 期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
訪問系サービス合計	計 画	人／月	52	54	56
		時間／月	920	940	960
	実 績	人／月	32	36	
		時間／月	482	572	
	対計画比	%	52.4	60.9	
	居宅介護	計 画	人／月	45	47
時間／月			850	870	890
実 績		人／月	31	35	
		時間／月	475	555	
対計画比		%	55.9	63.8	
重度訪問介護		計 画	人／月	0	0
	時間／月		0	0	0
	実 績	人／月	0	0	
		時間／月	0	0	
	対計画比	%	—	—	
	同行援護	計 画	人／月	1	1
時間／月			10	10	10
実 績		人／月	0	0	
		時間／月	0	0	
対計画比		%			
行動援護		計 画	人／月	6	6
	時間／月		60	60	60
	実 績	人／月	1	1	
		時間／月	7	17	
	対計画比	%	11.7	28.3	
	重度障害者等包括支援	計 画	人／月	0	0
時間／月			0	0	0
実 績		人／月	0	0	
		時間／月	0	0	
対計画比		%	—	—	

(注) 実績は1月あたりに換算

○単位についての考え方

人／月 … 1月あたりの利用実人数
 時間／月 … 1月あたりの延べ利用時間
 回／月 … 1月あたりの延べ利用回数

(2) サービス量の見込み等

訪問系サービスの量の見込みは、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度の利用実績を参考に、下記のとおりとしました。

なお、同行援護はサービスの利用実績がありませんが、視覚障がい者の社会参加を促進するために有効なサービスであるため、1人分を見込みました。重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、サービスの利用実績がなく、サービス提供事業所も町内、近隣市町にはないため利用者を見込みません。

図表Ⅲ-9 訪問系サービスの見込量

区 分		2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
居宅介護	人／月	40	45	50
	時間／月	600	650	700
重度訪問介護	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0
同行援護	人／月	1	1	1
	時間／月	10	10	10
行動援護	人／月	3	3	3
	時間／月	30	30	30
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0

(3) サービス量の確保策

地域移行の進展や家族状況の変化等により、訪問系サービスのニーズは高まると予測されます。利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービスが提供できる体制を整えるよう努めます。

また、相談支援事業の有効活用を促進し、サービス提供事業所との連携を図りながら、利用者のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

なお、障がい特性を理解したヘルパーを確保するため、町内のサービス提供事業所に対し、各種研修等に関する情報提供を図るとともに、町内における潜在的な人材の発掘に努めます。

2 日中活動系サービス

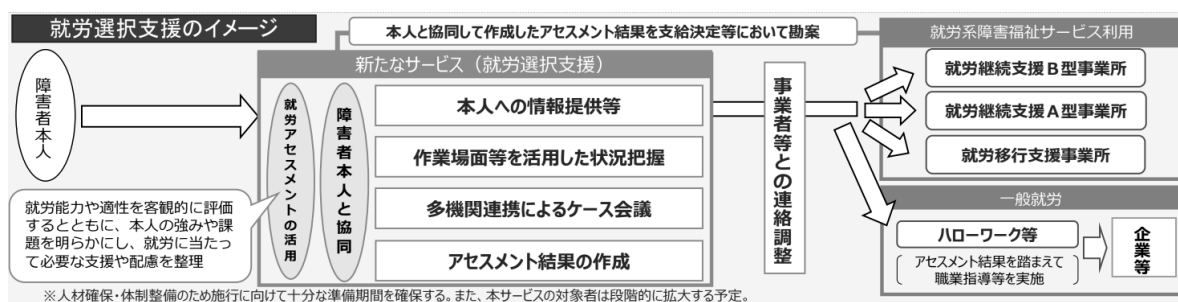
障害福祉サービスの日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（生活訓練・機能訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援事業、療養介護及び短期入所（福祉型・医療型）があります。

①**生活介護**：常時介護を要する障がい程度が一定以上の障がい者を対象に、主として昼間に施設で、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うサービスです。

②**自立訓練（機能訓練）**：病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの必要な身体障がい者や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの必要な身体障がい者に、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行うサービスです。

③**自立訓練（生活訓練）**：病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションが必要な知的障がい者・精神障がい者に、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を行うサービスです。

④**就労選択支援**：就労アセスメントの手法を活用して、障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。



⑤**就労移行支援**：一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

⑥**就労継続支援 A 型**：一般就労に結びつかなかった障がい者等に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力が高まった人について一般就労への移行に向けて支援を行うサービスです。

⑦**就労継続支援 B 型**：一般就労や就労継続支援 A 型の利用が困難な人等を対象として、通所により就労や生産活動の機会を提供するサービスです。

⑧**就労定着支援事業**：就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整等の支援を行うサービスです。

⑨**療養介護**：医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行うサービスです。

⑩**短期入所**：自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

(1) 第6期の計画と実績

2022（令和4）年度の数値をサービスごとにみると、概ね計画どおりであり、障がいのある人の地域における活動の場や居場所が確保されつつあることがわかります。特に2018（平成30）年度から制度化された就労定着支援は2人／月の利用を見込んでいましたが、8人／月の利用があり、対計画比400.0%と計画を大きく上回っています。

図表Ⅲ-10 日中活動系サービスの計画と実績

区 分		単 位	第6期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
生活介護	計 画	人／月	33	33	33
		日／月	600	600	600
	実 績	人／月	36	45	
		日／月	712	850	
	対計画比	%	118.7	141.7	
自立訓練 (機能訓練)	計 画	人／月	1	1	1
		日／月	20	20	20
	実 績	人／月	0	0	
		日／月	0	0	
	対計画比	%	—	—	
自立訓練 (生活訓練)	計 画	人／月	2	2	3
		日／月	40	40	60
	実 績	人／月	2	2	
		日／月	50	50	
	対計画比	%	125.0	125.0	
就労移行支援	計 画	人／月	7	8	9
		日／月	105	120	135
	実 績	人／月	7	5	
		日／月	117	103	
	対計画比	%	111.4	85.8	

区 分		単 位	第 6 期			
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	
就労継続支援A型	計 画	人/月	17	18	19	
		日/月	340	360	380	
	実 績	人/月	17	18		
		日/月	345	363		
	対計画比	%	101.5	100.8		
就労継続支援B型	計 画	人/月	24	24	24	
		日/月	360	360	360	
	実 績	人/月	27	18		
		日/月	478	346		
	対計画比	%	132.8	96.1		
就労定着支援	計 画	人/月	2	2	3	
	実 績	人/月	4	8		
	対計画比	%	200.0	400.0		
療養介護	計 画	人/月	2	2	2	
	実 績	人/月	2	2		
	対計画比	%	100.0	100.0		
短期入所	福祉型	計 画	人/月	15	16	17
			日/月	60	64	68
		実 績	人/月	8	10	
			日/月	64	64	
		対計画比	%	106.7	100.0	
	医療型	計 画	人/月	0	0	1
			日/月	0	0	4
		実 績	人/月	0	0	
			日/月	0	0	
		対計画比	%	—	—	

(注) 実績は1月あたりに換算

(2) サービス量の見込み等

日中活動系サービスの量の見込みは、2021（令和3）年度と2022（令和4）年度の
利用実績を参考に、次のとおりとしました。

自立訓練（機能訓練）及び短期入所（医療型）はサービスの利用実績がありませんが、
サービス内容の有効性やリハビリテーション又は医療的ケアの必要度の高い人の増加
などを考慮し見込みます。

図表Ⅲ-11 日中活動系サービスの見込量

区 分		2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	
生活介護	人/月	50	50	50	
	うち強度行動障がい者	5	5	5	
	うち高次脳機能障がい者	1	1	1	
	うち医療的ケアを必要とする人	1	1	1	
	日/月	900	900	900	
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1	
	日/月	20	20	20	
自立訓練 （生活訓練）	人/月	2	2	2	
	うち精神障がい者	0	0	1	
	日/月	50	50	50	
就労選択支援	人/月		1	1	
就労移行支援	人/月	9	10	11	
	日/月	135	155	175	
就労継続支援A型	人/月	19	19	19	
	日/月	380	380	380	
就労継続支援B型	人/月	20	20	20	
	日/月	360	360	360	
就労定着支援	人/月	9	10	11	
療養介護	人/月	1	1	1	
短期入所	福祉型	人/月	12	12	12
		日/月	70	70	70
	医療型	人/月	0	0	1
		日/月	0	0	4

(3) サービス量の確保策

各事業とも、既存の事業所との連携により、利用者のニーズに対して必要なサービスが提供できる体制を整えるよう努めます。

就労移行支援、就労継続支援については、特別支援学校をはじめ教育関係者、サービス提供事業所、町で情報を共有し、特別支援学校卒業者の将来における地域での自立を前提に、当該事業が効果的に提供できるよう支援していきます。

強度行動障がいや医療的ケアを必要とする重度障がい者に対応できる生活介護や短期入所の提供事業所の参入を促進します。

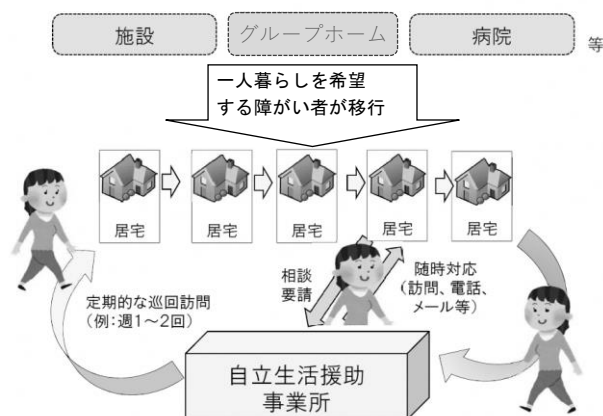
また、障がい特性を理解した従業者を確保するため、各種研修等に関する情報提供に努めます。

3 居住系サービス

居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援があります。

①**自立生活援助**：障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者、精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う事業です。

自立生活援助の概要



②**共同生活援助（グループホーム）**：夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。また、ひとり暮らし等への移行を希望する入居者に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援も行います。

③**施設入所支援**：施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

(1) 第6期の計画と実績

2022（令和4）年度の数値をサービスごとにみると、共同生活援助は11人で対計画比100.0%、施設入所支援は16人で対計画比106.7%でした。2018（平成30）年度から制度化された自立生活援助の利用はありませんでした。

図表Ⅲ-12 居住系サービスの計画と実績

区 分		単 位	第6期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
自立生活援助	計 画	人/月	0	0	1
	実 績	人/月	2	0	
	対計画比	%	—	—	
共同生活援助 (グループホーム)	計 画	人/月	10	11	13
	実 績	人/月	12	11	
	対計画比	%	120.0	100.0	
施設入所支援	計 画	人/月	15	15	14
	実 績	人/月	16	16	
	対計画比	%	106.7	106.7	

(注) 実績は1月あたりに換算

(2) サービス量の見込み等

居住系サービス量の見込みは、2021（令和3）年度と2022（令和4）年度の利用実績を考慮し、下記のとおりとしました。

共同生活援助については、町内の既存事業所の定員をベースに、福祉施設からの移行者、精神科病院退院者をはじめとした新たな入居者等を勘案しました。施設入所支援については、国の基本方針と本町の利用者の実情を勘案し、2026（令和8）年度末時点の利用者数を、2022（令和4）年度末の施設入所者16人から1人減少した15人としました。また、自立生活援助は、サービスの利用実績はありませんが、地域移行の促進に必要なサービスであること等を考慮して見込みました。

図表Ⅲ-13 居住系サービスの見込量

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
自立生活援助	人/月	0	0	1
うち精神障がい者	人/月	0	0	1
共同生活援助	人/月	12	13	14
うち精神障がい者	人/月	3	3	3
施設入所支援	人/月	16	16	15

(3) サービス量の確保策

自立生活援助については、利用者のニーズを把握しながら、提供可能な事業所への参入を促進していきます。

共同生活援助の事業所は、現在、町内に1か所（定員5人）整備されています。

施設入所支援については、広域的な対応により必要なサービスを確保していきます。

4 相談支援

障がい者の相談支援には、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。

①**計画相談支援**: 障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しを行います。

②**地域移行支援**: 入所している障がい者または入院している精神障がい者の地域生活に移行するための相談支援を行います。

③**地域定着支援**: 居宅において単身で生活する障がい者が地域生活を継続していくための各種支援を行います。

(1) 第6期の計画と実績

2022（令和4）年度の計画相談支援は21人／月で対計画比70.0%と見込みを下回っています。地域移行支援及び地域定着支援は実績がありません。

図表Ⅲ-14 相談支援の計画と実績

区 分		単位	第6期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
計画相談支援	計 画	人／月	28	30	32
	実 績	人／月	20	21	
	対計画比	%	71.4	70.0	
地域移行支援	計 画	人／月	0	0	1
	実 績	人／月	0	0	
	対計画比	%	—	—	
地域定着支援	計 画	人／月	1	1	1
	実 績	人／月	0	0	
	対計画比	%	—	0.0	

(注) 実績は1月あたりに換算

(2) サービス量の見込み等

計画相談支援については、2021（令和3）年度と2022（令和4）年度の利用実績を考慮するとともに、利用希望者が順次拡大することを想定して見込みました。

地域移行支援及び地域定着支援については、実績がありませんが、入所・入院者の地域生活への移行等を勘案して設定しました。

図表Ⅲ-15 相談支援の見込量

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画相談支援	人/月	22	23	24
地域移行支援	人/月	0	0	1
うち精神障がい者	人/月	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	1
うち精神障がい者	人/月	0	0	1

(3) サービス量の確保策

サービス等利用計画の作成とモニタリングを適切に実施していけるよう相談支援体制の充実を図ります。

地域移行支援及び地域定着支援については、一般相談支援事業所との連携のもと、対象となる人が地域生活に移行できるよう支援するとともに、できるだけ多くの人が地域生活に移行できるよう、制度の周知を図ります。

Ⅲ 地域生活支援事業の量の見込みと確保策

1 本町における地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、町の判断で実施することができる任意事業があります。本町が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

図表Ⅲ-16 実施する地域生活支援事業の種類

区 分	実 施 事 業	
必 須 事 業	・ 理解促進研修・啓発事業	
	・ 自発的活動支援事業	
	・ 相談支援事業	
	成年後見制度	・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業
	・ 意思疎通支援事業	
	・ 日常生活用具給付等事業	
	・ 手話奉仕員養成研修事業	
	・ 移動支援事業	
	・ 地域活動支援センター事業	
任 意 事 業	・ 生活訓練等事業（視覚障がい者歩行訓練事業） ・ 日中一時支援事業 ・ 自動車改造費助成事業	

2 必須事業

①**理解促進研修・啓発事業**：障がい者が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者の理解を深めるため研修や啓発を行う事業です。

②**自発的活動支援事業**：障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民などによる自発的な取組を支援する事業です。

③**相談支援事業**：障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

④**成年後見制度利用支援事業**：知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人等の報酬を助成する事業です。

⑤**成年後見制度法人後見支援事業**：成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

⑥**意思疎通支援事業**：聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人が、他の人との意思疎通を円滑にできるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う事業です。

⑦**日常生活用具給付等事業**：障がい者の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与を行う事業です。

⑧**手話奉仕員養成研修事業**：聴覚障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成する事業です。

⑨**移動支援事業**：屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を促進するため、外出時における移動を支援する事業です。

⑩**地域活動支援センター事業**：障がい者の地域における自立生活と社会参加を促進するため、地域活動支援センターへの通所により、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援する事業です。

(1) 理解促進研修・啓発事業

■第6期計画と実績

「障害者差別解消法」について、住民の理解の浸透を図るため、広報おおぐちや公式ホームページを通じて関連情報を提供します。また、「障がい福祉セミナー」を大口町地域包括支援センター障がい者基幹相談支援センターに委託して開催しました。

■今後の事業展開とサービス量の見込み等

引き続き、広報おおぐちや公式ホームページを通じて関連情報を提供するとともに、「障がい福祉セミナー」を大口町地域包括支援センター障がい者基幹相談支援センターに委託して開催します。

図表Ⅲ-17 理解促進研修・啓発事業の見込み

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

■第6期計画と実績

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、当事者団体によるピアサポート（同じような立場の人によるサポート）活動など社会活動に対する支援を行いました。

■今後の事業展開とサービス量の見込み等

引き続き、障がい者、その家族、当事者団体などの活動場所の提供や情報提供を通じ、障がい者等が自発的に行う活動に対する支援をします。

図表Ⅲ-18 自発的活動支援事業の見込み

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

■第6期計画と実績

2023（令和5）年度から、大口町地域包括支援センターを障がい者基幹相談支援センターとして位置づけ、当事者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、制度・サービスの周知活動、障がい者の権利擁護のための情報提供・利用促進等の支援を行っています。

図表Ⅲ-19 相談支援事業の計画と実績

区 分		単位	第 6 期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
一般相談支援事業	計画	か所	1	1	1
	実績	か所	1	1	
	対計画比	%	100.0	100.0	
基幹相談支援センターの設置	計画	設置の有無	無	無	有
	実績	設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画	実施の有無	有	有	有
	実績	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	計画	実施の有無	無	無	有
	実績	実施の有無	無	無	

■今後の事業展開とサービス量の見込み等

引き続き、障がい者が安心して地域で生活できるよう、大口町地域包括支援センター障がい者基幹相談支援センターを中心に既存事業所との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

住宅入居等支援事業については、利用者のニーズを把握した上で、実施に向け検討していきます。

図表Ⅲ-20 相談支援事業の見込み

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
一般相談支援事業	か所	1	1	1
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

■第6期計画と実績

町長による申し立てを行った知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費、後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施しています。

図表Ⅲ-21 成年後見制度利用支援事業の計画と実績

区 分		単 位	第 6 期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
成年後見制度利用支援事業	計 画	件	1	1	2
	実 績	件	1	0	
	対計画比	%	100.0	—	

■今後の事業展開とサービス量の見込み等

高齢化の進展と家族状況の変化により、対象者が増加することを想定して見込みました。判断能力が不十分な障がい者の障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われ、安心して地域生活を送ることができるよう、事業の普及に努めます。

図表Ⅲ-22 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■第6期計画と実績

2021（令和3）年度に、尾張北部区域（小牧市、岩倉市、扶桑町及び大口町）で、「成年後見制度利用促進計画」を策定するとともに、2022（令和4）年度に尾張北部権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を設置し、地域、福祉、司法、医療の連携強化を図りました。また、2023（令和5）年度には市民後見人養成研修を尾張北部区域で共同開催しました。

■今後の事業展開とサービス量の見込み等

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できるよう、引き続き、尾張北部権利擁護支援センターと連携し、本町における権利擁護体制の強化を図ります。

図表Ⅲ-23 成年後見制度法人後見支援事業の見込み

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

(6) 意思疎通支援事業

■第6期計画と実績

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者等を派遣しています。

2022(令和4)年度は手話通訳者派遣が9件の実績があり、対計画比は18.0%です。

図表Ⅲ-24 意思疎通支援事業の計画と実績

区 分		単 位	第6期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
手話通訳者派遣	計 画	件	50	50	50
	実 績	件	12	9	
	対計画比	%	24.0	18.0	
要約筆記者派遣	計 画	件	1	1	1
	実 績	件	0	0	
	対計画比	%	—	—	

■今後の事業展開とサービス量の見込み等

意思疎通支援事業の量の見込みは、2021(令和3)年度と2022(令和4)年度の利用実績を参考に下記のとおりとしました。事業は、引き続き、愛知県聴覚障害者協会及び愛知県身体障害者福祉団体連合会に委託します。

図表Ⅲ-25 意思疎通支援事業の見込量

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
手話通訳者設置事業	人	0	0	0
手話通訳者派遣事業	件	24	24	24
要約筆記者派遣事業	件	0	0	1

(7) 日常生活用具給付等事業

■第6期計画と実績

障がい者が安定した日常生活を送ることができるよう、日常生活用具の給付を実施しています。

2022(令和4)年度の数値をみると、排泄管理支援具は242件と比較的利用が多く、対計画比62.9%です。

図表Ⅲ-26 日常生活用具給付等事業の計画と実績

区 分		単位	第6期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
介護・訓練支援用具	計 画	件	2	2	2
	実 績	件	1	0	
	対計画比	%	50.0	—	
自立生活支援用具	計 画	件	2	2	2
	実 績	件	2	0	
	対計画比	%	100.0	—	
在宅療養等支援用具	計 画	件	5	5	5
	実 績	件	5	2	
	対計画比	%	100.0	40.0	
情報・意思疎通支援用具	計 画	件	4	4	4
	実 績	件	0	2	
	対計画比	%	—	50.0	
排泄管理支援用具	計 画	件	380	385	390
	実 績	件	225	242	
	対計画比	%	59.2	62.9	
居宅生活動作補助用具	計 画	件	1	1	1
	実 績	件	0	0	
	対計画比	%	—	—	

■今後の事業展開とサービス量の見込み等

日常生活用具給付等事業の量の見込みは、2021（令和3）年度と2022（令和4）年度の利用実績を考慮し、下記のとおりとしました。

障がい者が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

図表Ⅲ-27 日常生活用具給付等事業の見込量

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
介護・訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	4	4	4
排泄管理支援用具	件	260	270	280
居宅生活動作補助用具	件	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■第6期計画と実績

聴覚障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員の養成研修を近隣市町と共同で委託して開催しています。

2022（令和4）年度は2人の実績があり、対計画比は40.0%です。

図表Ⅲ-28 手話奉仕員養成研修事業の計画と実績

区 分		単 位	第 6 期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
研修終了者数	計 画	人	5	5	5
	実 績	人	0	2	
	対計画比	%	—	40.0	

■今後の事業展開とサービス量の見込み等

手話奉仕員養成研修事業の見込みは、2021（令和3）年度と2022（令和4）年度の利用実績を考慮し、下記のとおりとしました。

意思疎通に支援を必要とする人が安心して日常生活を送ることができるよう手話奉仕員養成に努めます。

図表Ⅲ-29 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
研修終了者数	人	3	3	3

(9) 移動支援事業

■第6期計画と実績

屋外での移動が困難な障がい者が、社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を促進するため、外出時における移動を支援しています。

2022（令和4）年度は1,838時間の実績があり、対計画比は68.1%です。

図表Ⅲ-30 移動支援事業の計画と実績

区 分		単 位	第 6 期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
移動支援事業	計 画	人	45	45	45
		時間	2,700	2,700	2,700
	実 績	人	30	35	
		時間	1,716	1,838	
	対計画比(時間)	%	63.6	68.1	

■今後の事業展開とサービス量の見込み等

移動支援事業の量の見込みは、2021（令和3）年度と2022（令和4）年度の利用実績を考慮し、下記のとおりとしました。

移動に支援を必要とする人の外出、社会参加を促進するため事業の周知に努めます。

図表Ⅲ-31 移動支援事業の見込量

区 分		2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
移動支援事業	人	40	42	45
	時間	2,000	2,100	2,200

(10) 地域活動支援センター事業

■第6期計画と実績

障がい者の地域における自立生活と社会参加の促進を図るため、障がい者が地域活動支援センターへの通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進に向け支援を行っています。

また、精神障がい者については、犬山市にある地域活動支援センター希楽里に委託し支援を行っています。

2022（令和4）年度は1,953回の実績があり、対計画比は72.3%です。

図表Ⅲ-32 地域活動支援センター事業の計画と実績

区 分		単 位	第6期		
			2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
地域活動支援センター事業	計 画	人	30	30	32
		回	2,700	2,700	2,880
	実 績	人	18	19	
		回	1,963	1,953	
	対計画比(回)	%	72.7	72.3	

■今後の事業展開とサービス量の見込み等

地域活動支援センター事業の見込みは、2021（令和3）年度と2022（令和4）年度年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

サービス提供事業所との連携のもと、利用者のニーズに応じた内容のサービスが提供できる体制を整えるとともに、サービス量の確保と質の向上に努めます。

図表Ⅲ-33 地域活動支援センター事業の見込量

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
地域活動支援センター事業	人	25	25	25
	回	2,500	2,500	2,500
	か所	2	2	2

3 任意事業

①**生活訓練等事業（視覚障がい者歩行訓練事業）**：視覚障がい者に対し、歩行訓練士を派遣し、白杖による歩行訓練等の生活訓練を実施する事業です。

②**日中一時支援事業**：障がい者や障がい児に活動の場を提供し、その家族の一時的な休息を図るため、日中、日常生活上の必要な支援を行う事業です。

③**自動車改造助成事業**：身体障がい者が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成する事業です。

(1) 生活訓練等事業（視覚障がい者歩行訓練事業）

■第6期計画と実績

在宅の視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、視覚障がい者に歩行訓練士を派遣し、白杖による歩行訓練等の生活訓練を行っています。

2022（令和4）年度は4人の実績があり、対計画比は133.3%です。

図表Ⅲ-34 生活訓練等事業（視覚障がい者歩行訓練事業）の計画と実績

区 分		単 位	第 6 期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
生活訓練等事業（視覚障がい者歩行訓練事業）	計 画	人	3	3	3
	実 績	人	1	4	
	対計画比	%	33.3	133.3	

■今後の事業展開とサービス量の見込み等

生活訓練等事業（視覚障がい者歩行訓練事業）の見込みは、2021（令和3）年度と2022（令和4）年度の利用実績を考慮し、下記のとおりとしました。

内容の周知を図りながら継続して実施します。

図表Ⅲ-35 生活訓練等事業（視覚障がい者歩行訓練事業）の見込量

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
生活訓練等事業（視覚障がい者歩行訓練事業）	人	5	6	7

(2) 日中一時支援事業

■第6期計画と実績

障がい者や障がい児に活動の場を提供し、その家族の一時的な休息を図るため、日中、日常生活上の必要な支援を行っています。

2022（令和4）年度は181回の実績があり、対計画比は43.1%です。

図表Ⅲ-36 日中一時支援事業の計画と実績

区 分		単 位	第 6 期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
日中一時支援事業	計 画	人	12	12	12
		回	420	420	420
	実 績	人	6	5	
		回	155	181	
	対計画比(回)	%	36.9	43.1	

■今後の事業展開とサービス量の見込み等

日中一時支援事業の見込みは、2021（令和3）年度と2022（令和4）年度の利用実績を考慮し、下記のとおりとしました。

障がい者を日常的に介護している家族を支援するため、内容充実を図りながら継続して実施します。

図表Ⅲ-37 日中一時支援事業の見込量

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
日中一時支援事業	人	7	8	9
	回	200	210	220

(3) 自動車改造費助成事業

■第6期計画と実績

障がい者が、自らが運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成しています。2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度は利用がありませんでした。

図Ⅲ-38 自動車改造費助成事業の計画と実績

区 分		単位	第6期		
			2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
自動車改造費助成事業	計 画	人	1	1	1
	実 績	人	0	0	
	対計画比	%	—	—	

■今後の事業展開とサービス量の見込み等

自動車改造費助成事業の見込みは、2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度は利用がありませんでしたが、身体障がい者の社会参加を支援する重要なサービスであるため、下記のとおりとしました。

身体障がい者の社会参加を促進するため、今後も継続して実施していきます。

図表Ⅲ-39 自動車改造費助成事業の見込量

区 分		2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
自動車改造費助成事業	人	1	1	1

第4章 第3期障害児福祉計画

I 目標指標

<国の基本指針に示す目標>

- ①2026（令和8）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②2026（令和8）年度末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築することを基本とする。
- ③2026（令和8）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④2026（令和8）年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

<本町の目標>

(1) 児童発達支援センターの整備

- ▶児童発達支援センターの整備については、2026（令和8）年度までに1か所整備することを目標とします。

図表IV-1 児童発達支援センターの整備目標

項目	目標数値	考え方
児童発達支援センター	1か所	2026（令和8）年度末までに圏域内の市町と連携または町単独で整備

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の構築

- ▶2026（令和8）年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制として、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築をめざします。

図表IV-2 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の構築の目標

項 目	目標数値	考え方
保育所等訪問支援の事業所	1 か所	2026（令和8）年度末までに圏域内の市町と連携または町単独で整備

(3) 重症心身障害児を支援する事業所の充実

- ▶重症心身障がい児が身近な地域で安心して支援を受けられるよう、児童発達支援および放課後等デイサービスを行う事業所との連携を強化し、利用者ニーズに対応できる体制をめざします。

図表IV-3 重症心身障害児を支援する事業所の整備目標

項 目	目標数値	考え方
児童発達支援事業所	1 か所	圏域内にある事業所を活用
放課後等デイサービス	1 か所	圏域内にある事業所を活用

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の充実

- ▶医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、協議の場である大口町障がい福祉調整会議を中心に関係機関との連携及び情報共有を図っていきます。
- ▶医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関係分野の支援を調整するコーディネーターを必要に応じて配置します。

Ⅱ 障がい児に対するサービスの量の見込みと確保策

1 障害児通所支援

児童通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援があります。

①**児童発達支援**：児童発達支援は、身近な地域の障がい児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がい児や、地域の障がい児、その家族に対して、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行うものです。

②**医療型児童発達支援**：医療型児童発達支援は、児童発達支援及び治療を行うものです。

③**放課後等デイサービス**：放課後等デイサービスは、学校通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流を促進するなど必要な支援を行うものです。

④**保育所等訪問支援**：保育所等訪問支援は、保育所等を利用中又は利用する予定がある障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や便宜を供与するものです。

⑤**居宅訪問型児童発達支援**：重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもに発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う事業です。

(1) 第6期計画と実績

2022（令和4）年度の数値をサービスごとにみると、児童発達支援は238回／月で対計画比238.0%、放課後等デイサービスは761日／月で対計画比126.8%となっています。保育所等訪問支援は1日／月と計画していましたが、利用がありませんでした。

図表Ⅳ-3 障害児通所支援の計画と実績

区 分		単位	第6期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
児童発達支援	計 画	人／月	20	20	20
		回／月	100	100	100
	実 績	人／月	30	55	
		回／月	181	238	
	対計画比	%	181.0	238.0	
医療型児童発達支援	計 画	人／月	0	0	1
		回／月	0	0	7
	実 績	人／月	0	0	
		回／月	0	0	
	対計画比	%	—	—	
放課後等デイサービス	計 画	人／月	95	100	105
		日／月	570	600	630
	実 績	人／月	67	118	
		日／月	710	761	
	対計画比	%	124.6	126.8	
保育所等訪問支援	計 画	人／月	1	1	1
		日／月	1	1	1
	実 績	人／月	0	0	
		日／月	0	0	
	対計画比	%	—	—	
居宅訪問型児童発達支援	計 画	人／月	0	0	1
		日／月	0	0	7
	実 績	人／月	0	0	
		日／月	0	0	
	対計画比	%	—	—	

(注) 実績は1月あたりに換算

(2) サービス量の見込み等

障害児通所支援のサービス量の見込みは、2021（令和3）年度と2022（令和4）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。サービスの利用実績のない居宅訪問型児童発達支援は、サービス内容の有効性や医療的ケアの必要度の高い人の増加などを考慮して見込みました。医療型児童発達支援は児童発達支援に一元化されました。

図表IV-4 障害児通所支援の見込量

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
児童発達支援	人/月	70	75	80
	回/月	260	290	320
放課後等デイサービス	人/月	130	145	160
	回/月	800	830	860
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1
	回/月	0	0	10
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	1
	回/月	0	0	10

(3) サービス量の確保策

利用者のニーズに応じ、各事業に取り組む事業所の参入の促進に努めます。また、障害保健福祉圏域内の市町と連携して主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をめざします。

2 障害児相談支援

障がいのある子どもが障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における障害児相談支援の実績は、概ね計画どおりとなっております。

図表IV-5 障害児相談支援の計画と実績

区 分		単 位	第 6 期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
障害児相談支援	計 画	人/月	20	23	26
	実 績	人/月	25	25	
	対計画比	%	125.0	108.7	

(2) サービス量の見込み等

2021（令和3）年度と2022（令和4）年度の利用実績を考慮し、下記のとおりとしました。

図表IV-6 障害児相談支援の見込量

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
障害児相談支援	人/月	28	30	32

(3) サービス量の確保策

障害児支援利用計画の作成とモニタリングを適切に実施していけるよう相談支援体制の充実を図ります。

3 子ども・子育て支援

(1) 第6期計画と実績

2023（令和5）年4月現在、町立保育園が3園、私立保育園が1園あります。すべての園で、障がい児を受け入れています。

2023（令和5）年4月現在、町内の放課後児童クラブは4か所あります。すべてのクラブで、障がい児を受け入れています。

図表IV-7 保育園及び放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れの計画と実績

区 分		単 位	第6期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
保育園における障がい児の受け入れ	計 画	人	8	9	9
	実 績	人	11	28	
	対計画比	%	137.5	311.1	
放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ	計 画	人	6	7	7
	実 績	人	12	5	
	対計画比	%	200.0	71.4	

(注) 実績は4月現在

(2) サービス量の見込み等

2021（令和3）年度と2022（令和4）年度の利用実績を考慮し、下記のとおりとしました。

図表IV-8 保育園、認定こども園及び放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れの見込量

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
保育園における障がい児の受け入れ	人	30	30	30
認定こども園における障がい児の受け入れ	人	0	0	1
放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ	人	10	10	10

(3) サービス量の確保策

保育園、認定こども園及び放課後児童クラブにおいて、引き続きニーズに対応ができるよう、障がい児の受け入れ体制等を整えていきます。

4 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

(1) 第6期計画と実績

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、2023（令和5）年12月現在、計6人を配置しています。

図表IV-9 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの計画と実績

区 分		単 位	第6期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	計 画	人	5	6	7
	実 績	人	6	5	
	対計画比	%	120.0	83.3	

(2) サービス量の見込み等

2021（令和3）年度と2022（令和4）年度の利用実績を考慮し、下記のとおりとしました。

図表IV-10 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	6	7	8

(3) サービス量の確保策

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、引き続き、養成講座への派遣等により、必要な人数のコーディネーターを確保します。

5 発達障がい者等に対する支援

(1) 第6期計画と実績

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけられるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムへの参加を支援しました。

図表IV-11 発達障がい児等に対する支援の計画と実績

区 分		単位	第6期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 ペアレントメンターの人数	計 画	人	1	1	1
	実 績	人	2	1	
	対計画比	%	200.0	100.0	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 ペアレントメンターの人数	計 画	人	3	4	5
	実 績	人	2	2	
	対計画比	%	66.7	50.0	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	計 画	人	3	4	5
	実 績	人	2	2	
	対計画比	%	66.7	50.0	

(2) サービス量の見込み等

2021(令和3)年度と2022(令和4)年度の利用実績を考慮し、下記のとおりとしました。

図表IV-12 発達障がい児等に対する支援の見込み

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	2	2	2
ペアレントメンターの人数	人	2	2	2
ピアサポートの活動への参加人数	人	2	2	2

(3) サービス量の確保策

保護者等が、子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの発達障がい児等の家族等に対する支援体制を確保します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 地域共生社会の実現をめざして

本計画では、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することにより、地域共生社会の実現をめざします。

(2) 障がいを理由とする差別の解消

障害者基本法には「差別の禁止」が盛り込まれており、障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為を禁止しています。また、障がい者が生活を営む上での制約となる社会的障壁については、その除去を必要としている人がいれば、負担が過度でない場合は、合理的な配慮を行わなければなりません。

障害者差別解消法や障害者雇用促進法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進し、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現をめざします。

(3) 住民と行政の協働による計画の推進

障がい者を取り巻く課題は、当事者や、その家族の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民によるさまざまな支援が必要であり、住民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。そこで、本計画の推進にあたっては、広く住民に協力を求め協働による施策の展開をめざします。

(4) ライフステージに沿った切れ目のない支援

障がい者がライフステージに沿った切れ目のない支援を受けられるよう、障害福祉サービス及び障がい児に対するサービスを中心として、障がい者の生活に関わる多岐にわたる分野の施策を総合的に推進するとともに、障がい者の自立と社会参加という視点に立って障がいの特性に応じた切れ目のない支援を行うよう努めます。

(5) 県及び広域的な連携

広域的に取り組む必要のある事項については、県及び尾張北部圏域の市町と連携して推進します。

(6) 庁内体制の整備

本計画は、いわゆる福祉の分野に限らず、広範囲な分野にわたった計画であるため、計画の推進にあたっては、長寿ふくし課が中心となって関係部署との横断的な連携・調整を図ります。

(7) 人材の確保と育成

福祉サービス等に携わる人材の育成や確保については、事業所はもとより、地域全体で取り組まなければならない課題です。福祉サービスの質の維持向上を図るため町内でサービスを提供している事業者との連携を強化し、情報共有を行うとともに、意見交換をしながら人材の確保に関する取組を推進します。

(8) 災害・感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況を踏まえ、「備え」をすることが求められています。そのため、サービス提供事業所等と連携のもと、非常時を想定した訓練の実施など平時からの事前準備を進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、サービス提供事業所に対し、国や県が発出する感染拡大防止に関する情報を提供するとともに、感染に関する情報を共有する観点から、随時情報提供してもらおう体制を構築します。

また、災害や感染症が発生した場合であっても、町内事業者が必要な障害福祉サービス等が継続的に提供できるよう、業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)[※]の検証、研修の実施、訓練の実施等について助言等の支援を行います。

※業務継続計画(BCP)とは、事業者等が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです

2 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障がいのある人のニーズに応じて、真に必要な障害福祉サービス等が提供されるよう、サービス提供事業所や相談支援専門員の指導及び監督に努めるとともに、障害福祉サービス等の指導に係る研修会への参加による町職員の質の向上や報酬請求にかかる審査結果の共有を図ります。

図表V-1 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

区 分		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加人数	人	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回/年	1	1	1

3 計画の進行管理

障害福祉サービス等が、障がい者のニーズに応じて的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行が進んでいるかなど、達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映していきます。計画の進行管理については、大口町障がい福祉調整会議を通じて行います。

図表V-2 計画の進捗管理（PDCAサイクル）

